容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直しに関する質問主意書

出者 菅野哲雄

提

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の見直しに関する質問主意書

政 の府は、 容器包装廃棄物に係る効果的な3R (リデュース・リユース・リサイクル) の推 進等を目的に、

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案 (以下、 改正案) を三

月十日に閣議決定した。容器包装リサイクルの推進を望む多くの国民の声が法改正を後押しし、 改正作業に

あたっては、 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の後に制定された循環型社会形成

推進基本法に基づき、 拡大生産者責任を確立すること等が期待されていたものと承知する。

かるに改正案においては、 中央環境審議会及び産業構造審議会等で、 いったんは 「対応の方向」 で検討

されていた拡大生産者責任の確立・強化が、 必ずしも重視されていない等の問題が散見される。 地球環境の

保護、 政府 の推進する3R及び循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえれば、 実効性を伴った法改正こそ

必要と考える。

従って、以下の事項について質問する。

排出の抑制

 $\widehat{\underline{1}}$ 改正案では、 第一条の「目的」 において新たに、 容器包装廃棄物の 「排出の抑制」 が盛り込まれ

部を構成するものと考えるが、 5 理由を示されたい。 たほか、 「リデュース」については、 第四章でも 「排出の抑制」に係る条文を新設することとなった。 改正案全体を通じて 通常 「発生の抑制」 と理解され、 「発生の抑制」 「排出 ではなく「排出の抑制」とした の抑制」 政府が強調する3Rのう は、 その重 要な

2 表現は 制 抑制 一月二十二日)では、 「循環型社会形成推進基本法に規定された基本原則に基づき、リサイクルより優先されるべき発生 中央環境審議会「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について(意見具申)」(平成十八年 と明確に位置づけ、 (リデュース) 「排出の抑制」ではなく、 ` 再使用 3 その重要性を指摘している。 容器包装リサイクル法の見直しの基本的方向」の(1) (リユース) 「発生の抑制」とすべきではなかったか。 を更に推進する」というようにリデュースを これら経過を踏まえるならば改正案における において、 「発生の抑

再使用

循環型社会形成推進基本法第七条は、 再使用がされないものは再生利用をする、 循環資源の全部又は一部のうち、 さらに再使用及び再生利用ができないものは熱回収すると 再使用ができるものは再使用

る3Rの趣旨に照らした際、 順位が高 うたっているものの、 前 いったように、 目的」 項で引用した中央環境審議会の意見具申も同様の指摘を行っている。 あるいは第三条の い再使用の促進を改正案から欠落させることは、 資源の循環利用の優先順位を明らかにし、 再使用すなわちリユースについての言及がない。再生利用(リサイクル)より優先 「基本方針」 極めて後退した印象を与えるが、 等において「分別収集及び分別基準適合物の 循環型社会形成推進基本法並びに政府が強調す 再使用を最も重視していることは明白である。 政府の認識を明らかにされたい。 しかるに、)再商! 改正案では 品化」 第 0 促進は 条の

3 事業者

討に関する報告書」 L が設けられることとなったが、ここで対象となる事業者は主に「包装容器を用いる事業者」 にすべきと考える。 かるに、 改正案では、 発生抑制 第七条の四から同七に至るまで、 中央環境審議会の意見具申並びに産業構造審議会の (平成十八年二月) においても、 (リデュース)を促すためには、 事業者が 事業者を利用事業者に特定しているとは推察できな 包装容器の利用事業者に限らず、 「排出の抑制」 「容器包装リサイクル法の を自主的に促進するための規定 製造事業者 と認識する。 ?評価検 ŧ 対象

61

製造事業者を対象事業者としない理由を説明されたい。

4 拡大生産者責任

- 1 向 る。 提出された「容器包装リサイクル制度見直しに係るこれまでの議論の整理」の十六頁では、 負担することにより、 の過重な負担に留意しつつ、 循環型社会形成推進基本法は、 さらに改正作業にあたった中央環境審議会の第三十三回廃棄物・リサイクル部会において資料 が示されている。 しかるに、 一定の責任を果たすという役割分担が適切ではないか」とした 「事業者が拡大生産者責任の考え方に基づき、これらの費用の 改正案では 「事業者の責務」として拡大生産者責任に言及したものと承知す 「排出の抑制」 に向けた事業者の自主的な取組にとど 「対応の方 事業者 部を
- 2 動 まり、 自主的取組 実績比で一本あたり三%の軽量化を目指すとしている。 11 が、 計画」では、 包装容器に係るリサイクル八団体が示した 拡大生産者責任 目標数値が利用者の期待するものと必ずしも合致しているとは言えないと考える。 の効果が顕著に現れなかった場合には、 目標年次とする二〇一〇年度までに、 の確立 ・強化が見送られた理由を示されたい 「事業活動における容器包装の3R推進に係る自 将来的に拡大生産者責任の強化を明確に位置づ **一例えばペットボトルの排出抑制では○四年度** 関係者の自主努力は尊重しなければならな 事業者の 主行

けた再改正を検討すべきと考えるが、 政府の認識を示されたい。

5 レジ袋

1 今回の改正によって、多くの利用者がレジ袋の有料化を想定していたものと考えるが、 改正案の

条文に盛り込まなかった理由を示されたい。

事業者の自主的取組によるレジ袋の有料化について、政府はどの程度にまで定着するものと想定

しているのか。 数値目標等を示されたい。 2

3

レジ袋の有料化の自主的取組が期待する目標値に達しなかった場合、

レジ袋税の導入を図るべき

との意見もある以上、 何らかの新たな措置が必要と考えるが、 政府の認識を示されたい。

6 リサイクル費用

循環型社会形成推進基本法の制定以後、 家電製品、 家庭用パソコン、 自動車等、 収集リサイクル費用を

商品価格に含める潮流が定着しつつある。容器包装についても同様の措置を検討すべきと考えるが、政府

の認識を示されたい。

右質問する。